

現行	変更案												
<p><b>第 1 ～ 第 3</b> 省略</p> <p><b>第 4 都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1) ～ (5) 省略 (6) 特定照明</p> <p><b>第 5</b> 省略</p> <p><b>第 6 行為指針</b></p> <p><b>1 ～ 6</b> 省略</p> <p><b>7 屋外広告物に関する事項</b> (1)、(2) 省略 (3) 催事等のために<u>一時的に</u>設置するものは、別表 3 を目安とし、質の高い広告景観を演出する。</p> <p>別表 3</p> <table border="1" data-bbox="190 1117 1086 1404"> <thead> <tr> <th>屋外広告物の種類</th> <th>設置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物</td> <td>新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準</td> </tr> <tr> <td>広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの</td> <td>間口 4 m に対し 1 本以内</td> </tr> </tbody> </table>	屋外広告物の種類	設置の目安	外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物	新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準	広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの	間口 4 m に対し 1 本以内	<p><b>第 1 ～ 第 3</b> 省略</p> <p><b>第 4 都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1) ～ (5) 省略 (6) 特定照明（都市景観協議地区図に示す赤レンガ倉庫並びにハンマーヘッドクレーンについて行うものに限る。）</p> <p><b>第 5</b> 省略</p> <p><b>第 6 行為指針</b></p> <p><b>1 ～ 6</b> 省略</p> <p><b>7 屋外広告物に関する事項</b> (1)、(2) 省略 (3) 催事等のために<u>期間又は時間を限定して</u>設置等するものは、別表 3 を目安とし、質の高い広告景観を演出する。</p> <p>別表 3</p> <table border="1" data-bbox="1187 1117 2083 1404"> <thead> <tr> <th>屋外広告物の種類</th> <th>設置等の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物</td> <td>新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準</td> </tr> <tr> <td>広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの</td> <td>間口 4 m に対し 1 本以内</td> </tr> </tbody> </table>	屋外広告物の種類	設置等の目安	外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物	新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準	広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの	間口 4 m に対し 1 本以内
屋外広告物の種類	設置の目安												
外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物	新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準												
広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの	間口 4 m に対し 1 本以内												
屋外広告物の種類	設置等の目安												
外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物	新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準												
広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの	間口 4 m に対し 1 本以内												

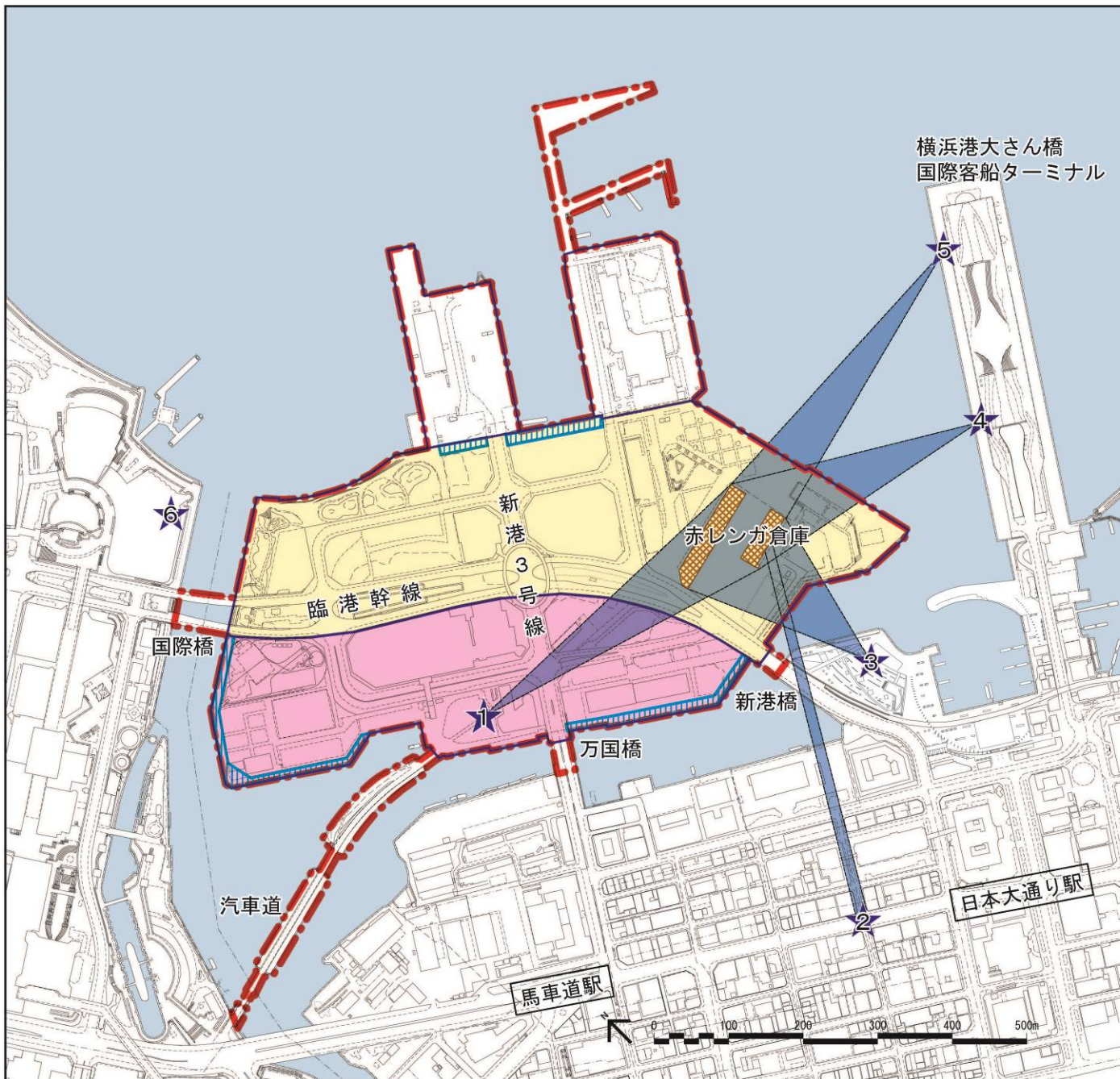
現行		変更案	
立看板（可動式のもの）	複数設置する場合には、1 壁面に対し2か所以下	立看板（可動式のもの）	複数設置する場合には、1 壁面に対し2か所以下
壁面看板、そで看板、広告塔、広告板	新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準	壁面看板、そで看板、広告塔、 （活力ある街並みの形成等に特に寄与すると認められる催事等のために設置等するものを除く）	新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準
非自己用広告物の設置について	主催、共催、協賛、協力等の位置づけのある企業とし、位置づけを明記	非自己用広告物の設置等について	主催、共催、協賛、協力等の位置づけのある企業とし、位置づけを明記
<p>8、9 省略</p> <p>10 夜間景観の演出に関する事項</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 夜間景観を演出する照明は、<u>温かみのある色温度 3,000 ケルビン程度の光源を用いる。</u></p> <p>(4) 水際線の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 橋梁の照明は、“島” への玄関であることを認識できる演出を行う。</p>		<p>8、9 省略</p> <p>10 夜間景観の演出に関する事項</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 夜間景観を演出する照明は、<u>温かみを感じられる電球色程度の色温度の光源を用いる。ただし、期間又は時間を限定した催事等のために演出するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) 水際線の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出し、かつ、<u>夜間の安全性と周囲への眺望を確保する。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 橋梁及び<u>自動車道</u>の照明は、“島” への玄関であることを認識できる、<u>特</u></p>	

新旧対照表（みなとみらい2 1 新港地区都市景観協議地区）

現行	変更案
	<p><u>徴を活かした演出を行う。</u></p> <p><u>(7) 万国橋及び新港3号線の照明は、隣接する関内地区とのつながりが感じられる演出を行う。</u></p> <p><u>(8) 赤レンガ倉庫及びハンマーヘッドクレーンの個性を演出する照明とする。</u></p>

都市景観協議地区図

現行

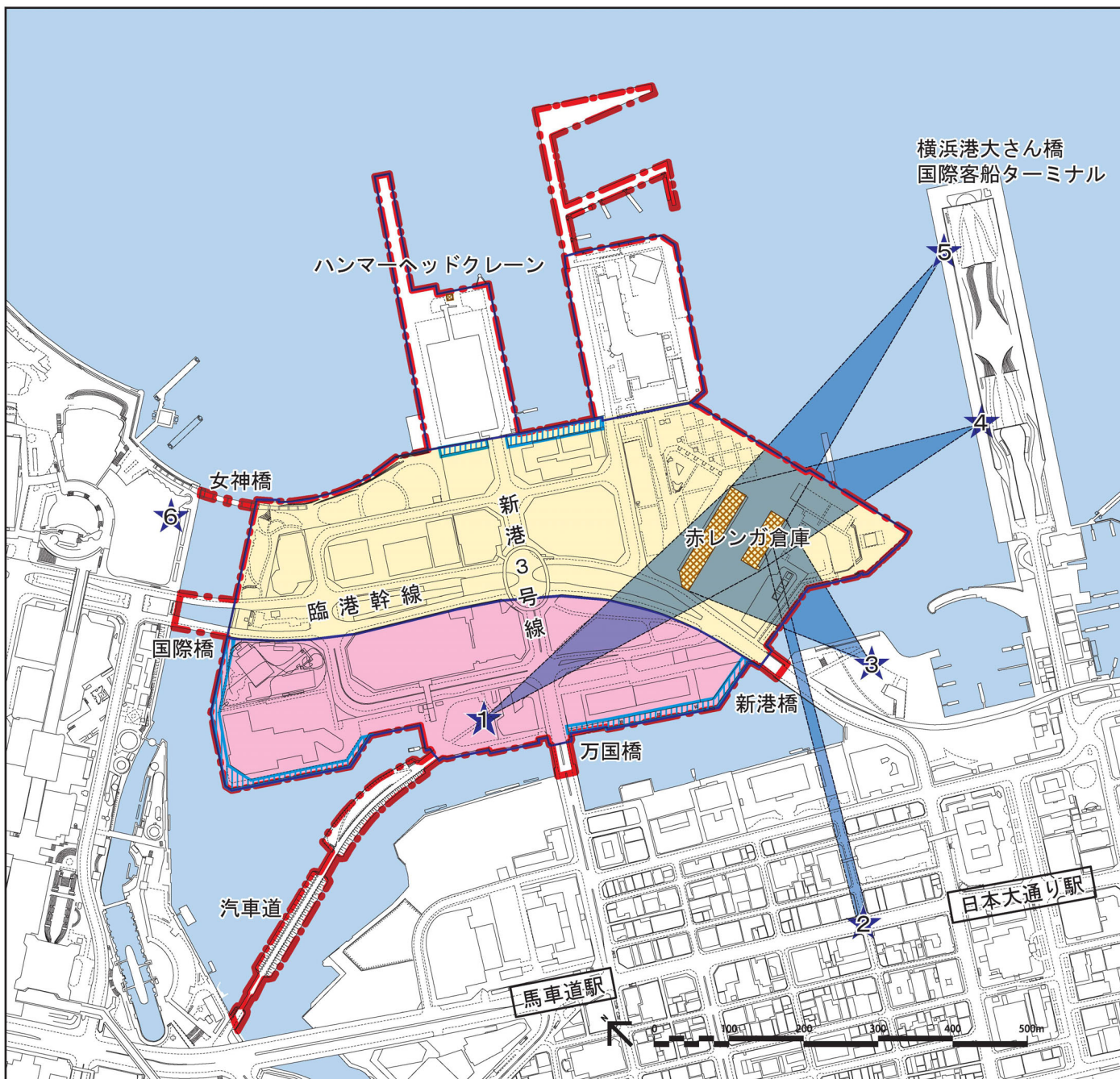


【凡例】

- - - みなとみらい21新港地区都市景観協議地区
- ▨ 水際線プロムナード
- ★ 視点場
- 見通し景観軸
- 都市景観協議地区A地区
- 都市景観協議地区B地区
- 都市景観協議地区C地区

図名：都市景観協議地区図  
 みなとみらい21新港地区都市景観協議地区区域等  
 縮尺：1/2,500

変更案



【凡例】

- - - みなとみらい21新港地区都市景観協議地区
- ▨ 水際線プロムナード
- ★ 視点場
- 見通し景観軸
- 都市景観協議地区A地区
- 都市景観協議地区B地区
- 都市景観協議地区C地区

図名：都市景観協議地区図  
 みなとみらい21新港地区都市景観協議地区区域等  
 縮尺：1/2,500